



県 章

滋賀県公報

平成 31 年 (2019 年)
3 月 29 日
号 外 (7)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年 3月29日

滋賀県監査委員	高	木	健	三
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 執 行 対 象 機 関 名	健康医療福祉部子ども・青少年局
監 査 執 行 年 月 日	平成29年 9月26日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成29年11月10日
監 査 の 意 見	

(1) 青年会館に対する今後の支援の必要性やあり方について

地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、青年団等の活動による利用人数が減少傾向である中、年間約1,000万円にもものぼる使用料を免除するなど財政的援助を行うに当たっては、法人運営の適正性や経済性などを詳細に把握した上で、その効果、必要性などの要否を慎重に検討すべきである。

しかしながら、子ども・青少年局は、宿泊事業や貸室事業等の収益事業を含めた法人全体の事業報告や財務諸表等を求めている状況であったことから、今後は、収益事業も含めた法人全体としての実態、実情を精査し、青年会館が行う公益的事業の補完状況を詳細に把握されるべきである。

については、青年団および青少年団体を取り巻く社会情勢や青年会館の経営状況および利用実態の変化も考慮し、青年会館に対する支援の必要性やあり方を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(1) 青年会館に対する今後の支援の必要性やあり方について

一般財団法人滋賀県青年会館(以下「法人」という。)に対する支援の必要性について、平成29年12月22日および平成30年 9月12日に琵琶湖環境部自然環境保全課と共同で、法人の行う事業が、県の施策を補完・代行しているか現状を確認する調査を行った。

調査の結果、当法人は、青少年活動の支援、青年団および青少年団体の育成援助を実施し、併せて県の青少年の健全育成に関する施策を補完・代行していることを改めて確認したところである。

一方、県の施策の補完・代行、および公益的事業を行うには、法人が継続して健全に運営されることが不可欠であるが、当法人の財務状況については、平成23年度以降、支出が収入を上回っている状況である。その上で土地に関する使用料を全額負担することになった場合、法人運営の継続が困難な状況となり、県の青少年の健全育成に関する施策を補完・代行する事業が実施できなくなることから、使用料の一部免除によ

る法人への支援が必要である。

また、公共的活動が継続的に実施されるためには健全な法人運営が必要であることから、法人から事業報告書や財務諸表の提出を求め、法人全体の活動状況を把握するとともに、法人の事業方針について確認し、助言を行う。

さらに、当法人が定款に定める目的に沿って、自主的に青少年活動の支援、青年団および青少年団体の育成援助が推進され、公益目的事業が適正に実施されるよう、事業の実施状況について確認を行うとともに、青少年団体による利用を促進するための取組などが、県民にとってもわかりやすくより効果的に推進されるよう働きかけていく。

無縁社会と言われる今日の社会において、地域での人間関係はますます希薄化しており、若者の社会性獲得の機会が減少し、地域活動を担う若者が減少している。そのような状況を踏まえ、県の「淡海子ども・若者プラン」にある「青少年活動指導者を育成し、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進する取組」は、一層重要性を増している。青年会館が行っている青少年活動の支援や青少年団体の育成援助は、若者が自らの役割を考え行動する機会を提供しており、地域活動の活性化に向けて推進していく必要がある。

今後、次期「淡海子ども・若者プラン」の改定の中で、有識者や関係団体等の意見を聞きながら、青少年団体を取り巻く社会情勢の変化に応じて支援のあり方を検討していくこととしており、青少年の育成に取り組む様々な団体が連携する場づくりを進め、より効果的な青年会館の青少年活動支援の展開につなげていく。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	琵琶湖環境部自然環境保全課
監 査 執 行 年 月 日	平成29年9月26日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成29年11月10日
監 査 の 意 見	<p>(2) 財産所管課としての使用許可および使用料免除の判断について</p> <p>財産を所管し、使用許可を行っている意義を踏まえると、青年会館の使用料免除にかかる判断の適否について、財産所管課としての説明責任があるにもかかわらず、提出を求めることとされている青年会館の財務諸表等を求めることなく、子ども・青少年局の判断を漫然と受け入れて必要な検討を行わず、使用許可を行っていた。</p> <p>また、事務規則により毎年度行うこととされている使用状況の調査は、平成27年度にしか行っておらず、その調査結果を記載した報告書は、表面的で実態を把握するには不十分なものであった。</p> <p>会館が所在する瀬田川中之島地区は、近江八景「瀬田の夕照」と謳われる風光明媚な地域であることを踏まえ、財産所管課として主体的に検討を加えるなど、その一角の占有にかかる使用許可および使用料免除の判断を慎重に行われたい。</p>

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(2) 財産所管課としての使用許可および使用料免除の判断について

平成28年3月28日付け滋賀県指令自第34-1号による行政財産使用許可および使用料免除が「行政財産の使用を許可する場合の取扱の基準」および「行政財産使用料減免基準」（以下「基準」という。）に合致し、適正であることを改めて確認するため、平成29年12月22日および平成30年9月12日に滋賀県公有財産事務規則第67条第3項に基づく実地調査を実施した。また基準の合致には、一般財団法人滋賀県青年会館（以下「法人」という。）が健康医療福祉部子ども・青少年局の施策を補完代行していることの確認が必要であり、同局と共同で調査を実施した。

調査は、使用許可物件（土地）および法人に対して、平成28年度から平成30年度を対象に、聞き取り、書類確認、現地確認の方法で実施した。

基準の合致には、適正な土地利用がなされ、法人が子ども・青少年局の施策を補完・代行していること、および公共的団体であることが必要であり、これらの確認のため、土地の使用状況、法人の事業実施状況、組織の運営状況を中心に調査した。

調査の結果、許可物件は許可用途「青年会館の敷地」として法人の事業内容に沿って利用されており、適正に利用、維持管理されていた。

また、法人は子ども・青少年局の施策を補完・代行していることを、子ども・青少年局が確認した。

さらに法人の公共性については、定款により非営利性が担保されていることや、施設利用に当たって青少年団体の利用を一般利用よりも優先していることなど、法人の事業実施状況、組織の運営状況、財務状況、

公益性、営利性、保有財産等の確認を行い公共性の高い活動実態であると判断し、平成23年2月1日付け滋財第2023号にて示された公共的団体の要件を満たしていることを確認した。

これらの確認により、平成28年3月28日付け滋賀県指令自第34-1号による当該行政財産使用許可および使用料免除について改めて適正なものであると確認した。

今後は、改正後の基準に基づき使用許可および使用料の額決定を行い、毎年度同様の確認調査を子ども・青少年局と共同して実施し、基準への適合状況および経営状況を確認するなど、財産主管課として主体的な使用許可、使用料減免の判断を行っていく。また当該地が風光明媚な地域であることを踏まえ、関係部局を始め法人とも連携し、公有財産をより有効活用できるよう検討していく。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	総務部財政課
監 査 執 行 年 月 日	平成29年9月26日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成29年11月10日
監 査 の 意 見	

(3) 減免基準の運用にかかる諸課題の対応について

公共的団体の減免については、減免基準において「独立して経費負担の計算をすることが適当な場合を除く。」となっており、財政課の解釈では、減免に依存することなく独立して運営していける団体については減免しないこととしている。しかしながら、その具体的な判断基準を明確に示すことなく財産所管課の判断に委ねており、今回の使用料免除に際し、減免基準を所管する財政課としてその判断について十分に確認していなかった。

また、青年会館のように広範な使用面積で多額の使用料を免除するような特例的な事案についても、財政課の判断によると、現行の減免基準における減免率は、一律に100%のみとしており、この減免率がそのまま適用されている状況である。

しかしながら、青年会館の行う収益事業については、公益的の事業から独立して経費負担の計算をすることは可能であると考えられることから、現行の100%と異なる率により減免を行ったとしても合理性を失うものではないと考えられる。

こうしたことを踏まえ、今後、財産所管課が適切に判断できるよう、減免基準をより明確にし、使用料免除の判断について、県民に対して十分な説明責任を果たせるよう、減免基準および減免基準の運用の見直しを早急に検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(3) 減免基準の運用にかかる諸課題の対応について

公共的団体の減免については、平成31年3月に「行政財産使用料減免基準」の改正を行い、収益性の観点から、収益事業の実施の有無および許可財産上での事業の利益を判断基準として減免率を見直すことにより、減免基準を明確にした。

なお、公共的団体が許可財産上で収益事業を実施する場合、減免率の上限を定め、使用料の負担を一定求めるとともに、減免率の上限までは、許可財産上での事業の利益に応じて減免率を設定している。

また、減免基準の運用については、新たに「減免チェックシート」を定め、財産所管課が当該シートに使用許可理由、減免理由、減免額等を記入することによって、減免条件の選定を適切に判断できるようにするとともに、財政課は当該シートを検証することによって、減免の判断根拠を確認する。

さらには、財産所管課に対して、申請者から提出された書類の内容や使用の実態を確認し、減免基準の判断基準を厳格に適用することについて、これまで以上に注意喚起し、徹底を図っていくとともに、財政課としても財産所管課の判断について、十分確認をしていく。

